

令和7年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況

1. 制度の活用状況

(1) 本制度を活用した市町

- 第6期対策(R7～R11)の初年目となる令和7年度は、11市町3,002haで取り組まれました。
(11市町・・・大津市、栗東市、甲賀市、湖南市、東近江市、日野町、愛荘町、多賀町、米原市、長浜市、高島市)

(2) 協定の締結状況

- 取組協定数は195協定でした。
- 集落協定は11市町、192協定で取り組まれ、前年度より22協定増加しました。
- 個別協定は高島市において3協定が取り組まれました。

(3) 協定農用地の総面積

- 前年度に比べ、東近江市や日野町の緩傾斜地で新たに取り組まれたほか、高島市等でも取組が増加し、協定締結面積は約422haと大きく増加しました。

(4) 体制整備単価と基礎単価の取組

- 195協定のうち、体制整備単価(※1)で取り組んだ協定は176協定、基礎単価(※2)で取り組んだ協定は19協定でした。

※1 体制整備単価…耕作放棄の発生防止活動等の農業生産活動等を継続するための活動に加えて、地域の実情に即した体制整備のための前向きな活動(ネットワーク化活動計画の作成)に取り組む場合に交付される単価。

※2 基礎単価…耕作放棄の発生防止活動等の農業生産活動等を継続するための活動のみに取り組んだ場合に交付される単価で、体制整備単価の8割の額。

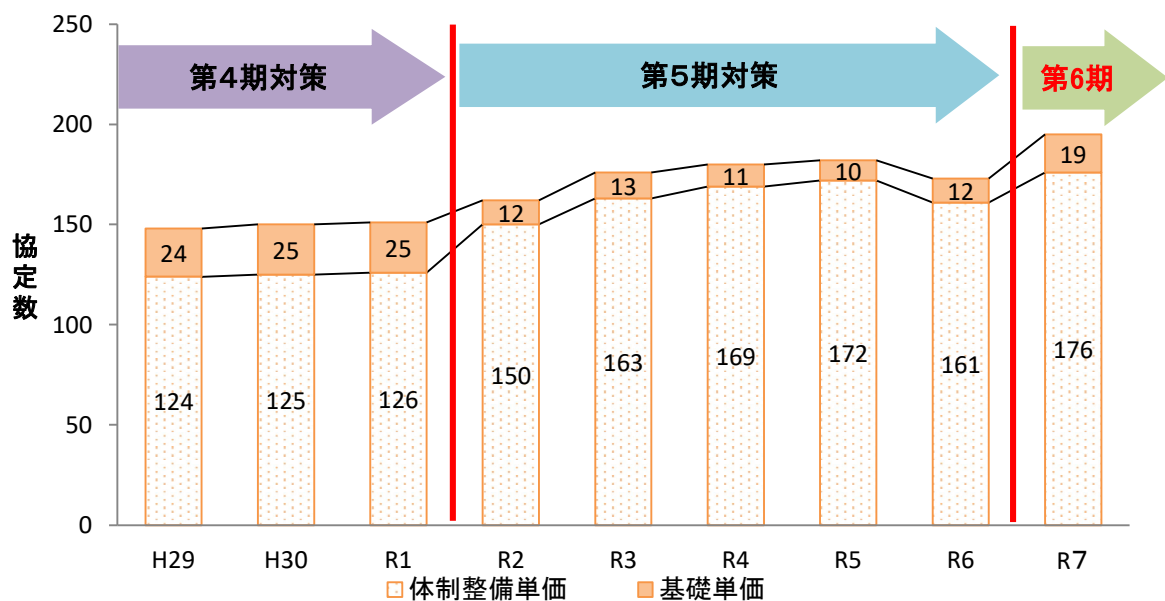


図1-1 協定数の推移

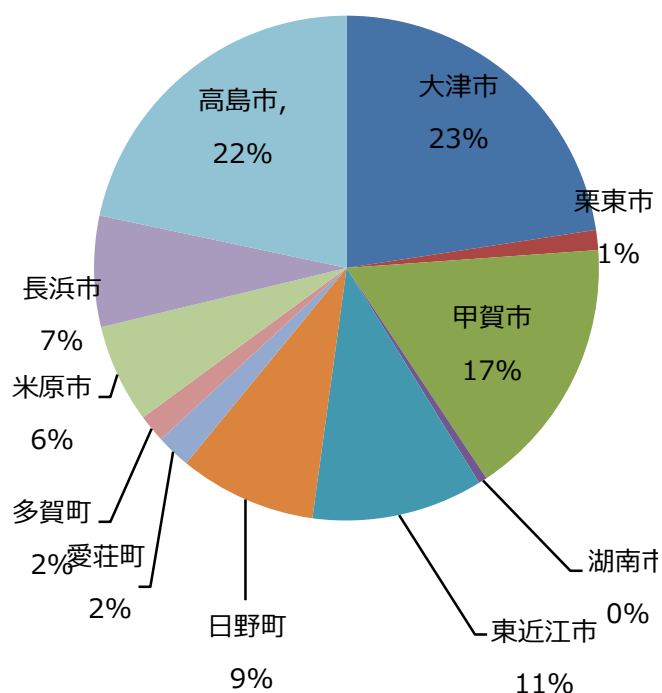
表1 令和7年度の対象面積と協定面積

市町名	交付対象の 協定農用地 面積(ha)	協定数 ¹⁾	交付単価			
			体制整備単価		基礎単価	
大津市	678	28	23		5	
栗東市	38	6	6		－	
甲賀市	504	49	39		10	
湖南市	16	2	2		－	
東近江市	329	17	17		－	
日野町	264	17	17		－	
愛荘町	66	5	5		1	
多賀町	53	4	4		－	
米原市	190	10	10		－	
長浜市	213	21	21		－	
高島市	650	36 [3]	32 [2]		4 [1]	
滋賀県計 ²⁾	(2,580)	(173) ([〃])	(163) ([〃])		(10) ([〃])	
	3,002	195 [3]	176 [2]		19 [1]	

注1) 高島市の協定数欄の[]は個別協定数で内数。

注2) 滋賀県計の上段の()は令和6年度の数値。不整合は各項の四捨五入によるもの。

協定面積



協定数

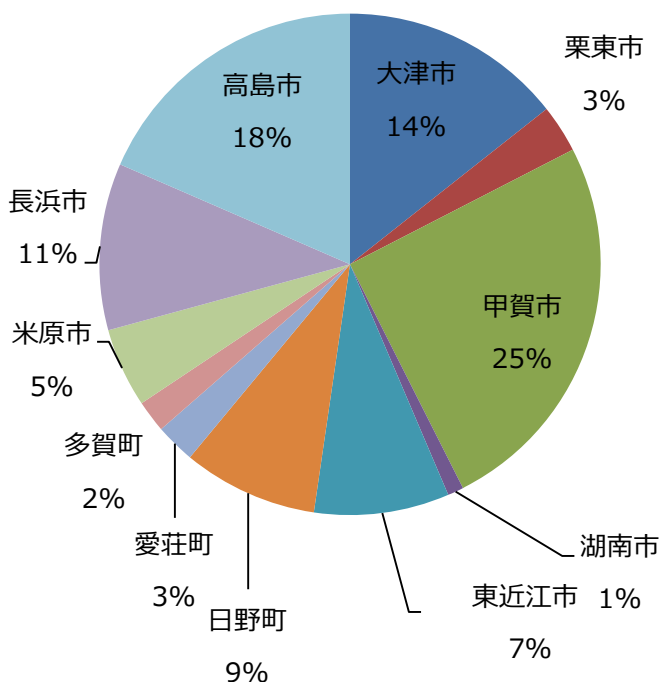


図1-2 各市町の協定面積、協定数割合

2. 協定農用地の地域区分別面積、地目別面積

協定農用地の総面積3,002haのうち、

- ・ 法指定地域の総面積は1,865ha(62%)、特認地域の総面積は1,137ha(38%)でした。
- ・ 地目別では、田が2,958ha(99%)、畑が44ha(1%)でした。
- ・ 傾斜別では、急傾斜が1,064ha(35%)、緩傾斜が1,938ha(65%)でした。

表2-1 令和7年度における地目別・地域別の協定面積

市町名	協定面積 (ha)			うち、法指定地域 ¹⁾			うち、特認地域 ²⁾		
		田	畑		田	畑		田	畑
大津市	678	678	0	385	385	0	294	294	
栗東市	38	38		38	38				
甲賀市	504	460	43	234	191	43	269	269	
湖南市	16	16		9	9		7	7	
東近江市	329	329		329	329				
日野町	264	264		41	41		223	223	
愛荘町	66	66					66	66	
多賀町	53	53		53	53				
米原市	190	190		190	190				
長浜市	213	213		138	138		76	76	
高島市	650	650		448	448		202	202	
滋賀県計 ³⁾	(2,580)	(2,532)	(48)	(1,655)	(1,607)	(48)	(925)	(925)	
	3,002	2,958	44	1,865	1,822	44	1,137	1,137	

注1) 法指定地域とは「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「離島振興法」「棚田地域振興法」のいずれかに指定された地域

注2) 特認地域とは、県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域。(法指定地域に隣接等)

注3) 滋賀県計の上段の()は令和6年度の数値。不整合は各項の四捨五入によるもの。

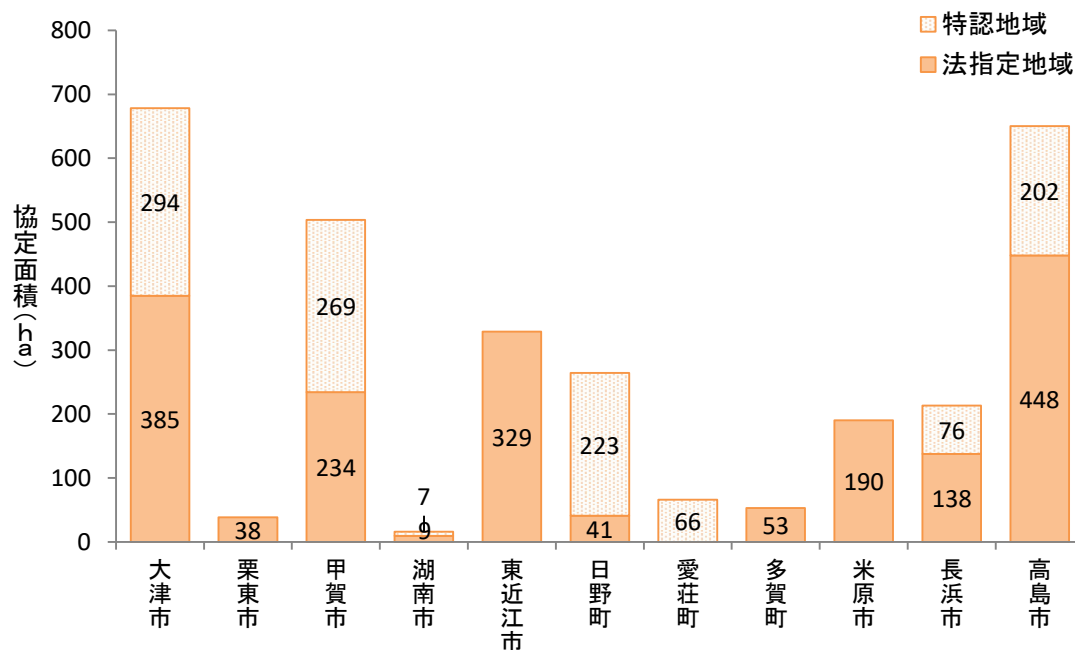


図2-1 各市町の協定面積(地域別)

表2-2 令和7年度における傾斜別の協定面積

市町名	協定面積 (ha)			うち、田			うち、畑		
		急傾斜	緩傾斜		急傾斜	緩傾斜		急傾斜	緩傾斜
大津市	678	436	242	678	436	242	0		0
栗東市	38	38		38	38				
甲賀市	504	164	339	460	121	339	43	43	
湖南市	16	16		16	16				
東近江市	329	117	212	329	117	212			
日野町	264	43	221	264	43	221			
愛荘町	66		66	66		66			
多賀町	53		53	53		53			
米原市	190	89	101	190	89	101			
長浜市	213	59	154	213	59	154			
高島市	650	101	549	650	101	549			
滋賀県計 ¹⁾	(2,580)	(1,076)	(1,504)	(2,532)	(1,028)	(1,504)	(48)	(48)	(〃)
	3,002	1,064	1,938	2,958	1,021	1,938	44	43	0

注) 滋賀県計の上段の()は令和6年度の数値。不整合は各項の四捨五入によるもの。

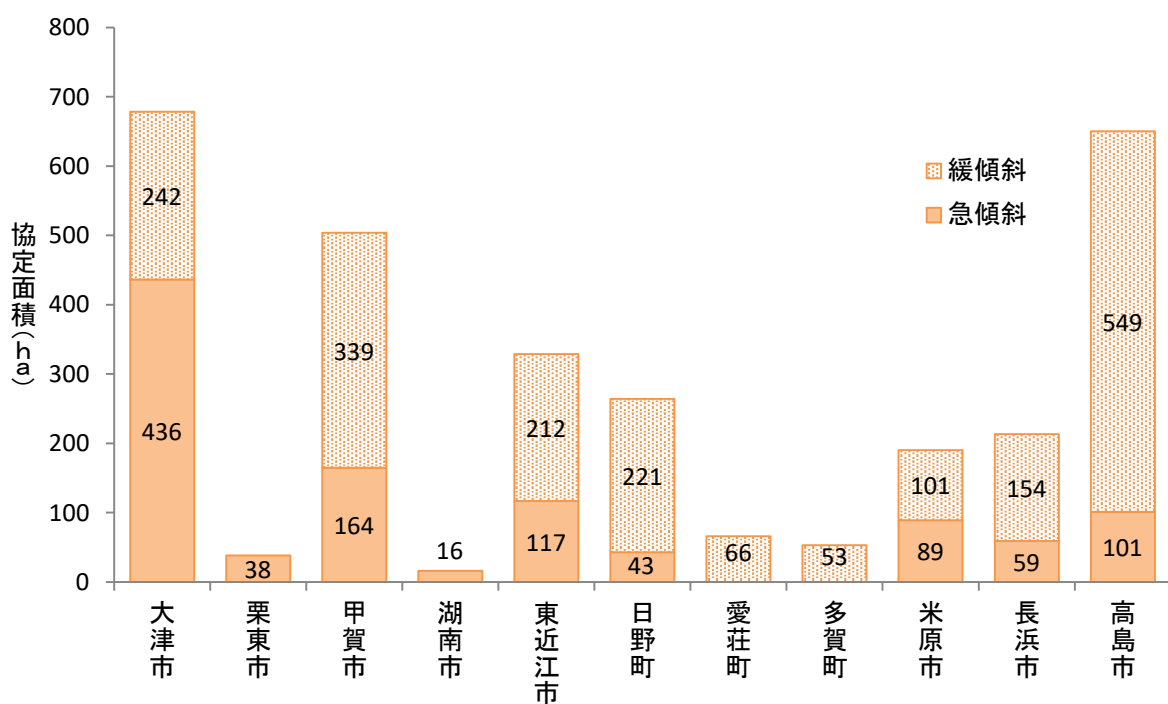


図2-2 各市町の協定面積(傾斜別)

3. 交付金額・使途状況

(1) 交付金額

総交付額は421,349千円で、協定面積の増加により前年度から58,702千円の増額となりました。

(2) 交付金の使途

- ・ 交付金のうち、約68%が共同取組活動（農道・水路管理費や農地管理費、鳥獣被害防止対策費等）に充てられ、約32%が個人に配分（※3）されました。
- ・ 「道・水路管理費」に約13%、「鳥獣被害防止対策費」に約6%、「共同取組機械購入等費」に約13%が充てられました。

※3 個人配分… 農地の地形等の農業生産条件の不利を補正する支援を行うため、個人による農業生産活動に係る支出に対し補填する経費。

表3-1 交付金額の使途

市町名	交付額 (千円)	割合 (%)			
		共同取組活動	個人配分	共同	個人
大津市	128,965	78,398	50,567	61	39
栗東市	9,057	2,439	6,619	27	73
甲賀市	66,766	47,180	19,586	71	29
湖南市	4,162	3,741	421	90	10
東近江市	41,479	31,432	10,047	76	24
日野町	26,714	24,475	2,239	92	8
愛荘町	5,724	5,724	0	100	0
多賀町	4,658	4,658	0	100	0
米原市	35,569	23,602	11,967	66	34
長浜市	25,299	18,379	6,919	73	27
高島市	72,956	46,511	26,445	64	36
滋賀県計 ¹⁾	(362,647)	(217,745)	(144,902)	(60)	(40)
	421,349	286,538	134,811	68	32

注) 滋賀県計の上段の()は令和6年度の数値。不整合は各項の四捨五入によるもの。

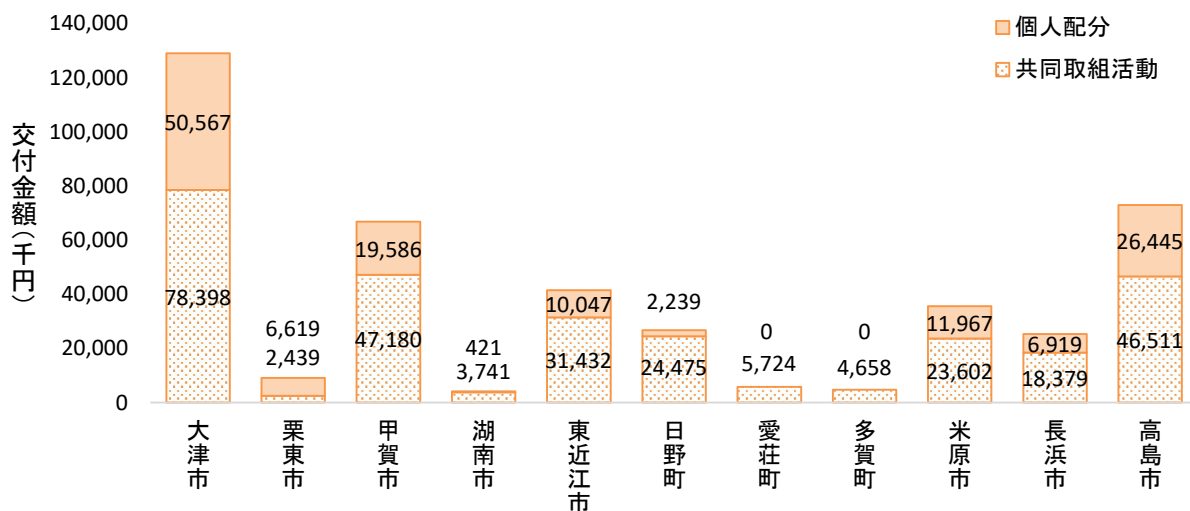


図3-1 各市町における交付金の配分割合

表3－2 共同取組活動費の使途内訳

単位：千円

市町名																	
	共同取組活動 充当総額	(R7) 共同取組活動 充当額	前年度 末積立 等総額 ⁶⁾	役員報酬	研修会等費	道・水路管理費	農地管理費	鳥獣被害防止対策費	共同利用機械購入等費	共同利用施設整備等費	多面的機能増進活動費	土地利用調整関係費	法人設立関係費	農産物等の販売促進関係費	都市住民との交流促進関係費	その他	積立等
大津市	126,126	78,398	47,728	3,985	381	24,215	4,172	5,629	14,201	735	2,895	－	－	－	－	18,904	51,046
栗東市	2,439	2,439	－	240	－	128	193	214	65	－	－	－	－	－	－	1,039	560
甲賀市	85,928	47,180	38,747	1,847	84	3,400	13,059	6,650	10,416	8,562	222	－	－	1,887	－	742	38,726
湖南市	3,741	3,741	－	140	19	120	1,755	275	609	－	88	－	－	－	367	76	292
東近江市	31,432	31,432	－	1,003	－	10,467	1,724	1,543	1,105	400	－	－	－	－	－	323	14,867
日野町	24,475	24,475	－	906	88	2,451	4,634	－	1,046	396	793	－	－	－	－	349	13,816
愛荘町	10,343	5,724	4,619	110	－	－	352	3,258	－	－	－	－	－	－	－	439	6,183
多賀町	4,658	4,658	－	447	－	1,473	545	187	354	385	－	－	－	－	－	71	1,196
米原市	31,307	23,602	7,706	688	－	212	5,003	－	13,932	311	－	－	－	－	－	1,106	10,055
長浜市	26,244	18,379	7,865	1,229	－	2,563	1,254	1,881	4,673	－	38	－	－	35	－	227	14,352
高島市	49,296	46,511	2,785	2,193	762	8,295	6,824	3,173	3,291	102	1,283	－	－	－	162	1,649	21,570
滋賀県計 ¹⁾	(409,731)	(217,745)	(191,986)	(11,082)	(2,426)	(88,621)	(34,218)	(28,518)	(83,760)	(14,677)	(5,199)	(1,266)	(717)	0	(477)	(39,534)	(92,402)
	395,988	286,538	109,450	12,786	1,333	53,325	39,514	22,811	49,691	10,890	5,320	0	0	1,922	529	24,926	172,664
共同活動費に占める割合 ¹⁾				(3%)	(1%)	(22%)	(8%)	(7%)	(20%)	(4%)	(1%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(10%)	(23%)
				3%	0%	13%	10%	6%	13%	3%	1%	0%	0%	0%	0%	6%	44%

注) 滋賀県計、共同活動費に占める割合の上段の()は令和6年度の数値。不整合は各項の四捨五入によるもの。

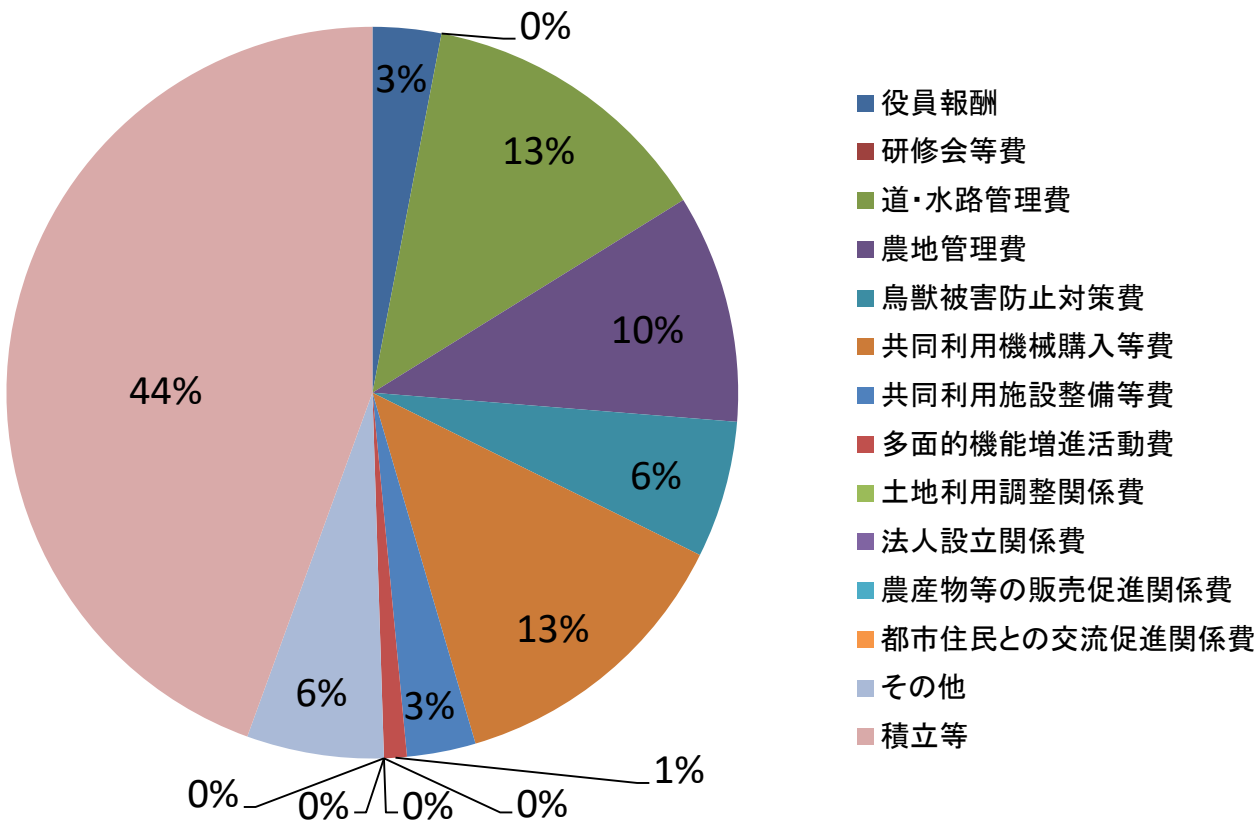


図3-2 共同取組活動費の使途内訳

4. 集落協定における体制整備に向けた取組状況

- ・ 集落協定192協定のうち、174協定(91%)で体制整備のための前向きな活動^{※4}に取り組まれています。

※4 「体制整備のための前向きな活動」とは、中山間地域等において農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進することを目的とし、集落協定においては、協定農用地における農用地等保全体制の整備に加え、「ネットワーク化活動計画」を作成することをいいます。

5. ネットワーク化活動計画の作成状況

- ・ 集落協定(体制整備単価)174協定のうち、令和7年度中にネットワーク化活動計画^{※5}を作成したのは67協定(39%)でした。

表5 集落戦略の作成状況

市町名	集落協定数	うち体制整備単価	ネットワーク化活動計画				計画作成中	うち基礎単価
			提出済み	①ネットワーク化②統合③多様な組織等の参画				
大津市	28	23	20	2	4	15	3	5
栗東市	6	6	－	－	－	－	6	－
甲賀市	49	39	－	－	－	－	39	10
湖南市	2	2	－	－	－	－	2	－
東近江市	17	17	17	－	－	17	－	－
日野町	17	17	17	－	－	17	－	－
愛荘町	5	5	－	－	－	－	5	－
多賀町	4	4	－	－	－	－	4	－
米原市	10	10	10	3	1	7	－	－
長浜市	21	21	1	－	－	1	20	－
高島市	33	30	2	－	－	2	28	3
計	192	174	67	5	5	59	107	18

注) ネットワーク化活動計画は①～③の複数の要素を持つ場合があるため、「提出済み」の数と①～③の合計は一致しない。

※5 ネットワーク化活動計画は、ネットワーク化(複数の集落協定間において活動の連携体制を構築すること)や複数の集落協定間での統合、集落協定への多様な組織等の参画に向け、協定参加者で話し合いを重ねて作成するもので、協定期間中(令和11年度まで)に作成を完了する必要があります。

6. 個別協定の取組状況

高島市で3協定が取り組まれました。

表6 個別協定の取組状況

協定締結者	認定農業者(高島市)	認定農業者(高島市)	農業生産法人(高島市)
交付単価	基礎(8割)	体制整備単価	体制整備単価
協定締結面積(ha)	11.2	1.5	4.8
取組	・農業生産活動を5年以上継続 ・耕作放棄の防止活動(賃借権設定・農作業の委託、農地の法面管理) ・水路、農道等の管理 ・周辺林地の下草刈り	・農業生産活動を5年以上継続 ・耕作放棄の防止活動(農地の法面管理、柵、ネット等の設置) ・水路、農道等の管理 ・周辺林地の下草刈り	・農業生産活動を5年以上継続 ・耕作放棄の防止活動(賃借権設定・農作業の委託、農地の法面管理) ・水路、農道等の管理 ・周辺林地の下草刈り

注) 個別協定の場合、協定農用地に自作地を含めると、農業生産活動を5年以上継続する以外に、多面的な機能を発揮させる取組等が必要となる。

7. 加算措置の取組状況

表7 加算措置の取組状況

加算措置の内容	協定数	面積(ha)	加算額(千円)	該当市町
棚田地域振興活動加算	5(実数)	109	11,137	
急傾斜地	5	104	10,403	大津市、栗東市、高島市
超急傾斜地	4	5	735	大津市、栗東市、高島市
超急傾斜農地保全管理加算	8	57	3,393	大津市、甲賀市、米原市
ネットワーク化加算	6	97	4,352	大津市、米原市
スマート農業加算	34	646	30,538	大津市、甲賀市、湖南市、多賀町、米原市、長浜市、高島市
集落機能強化加算の経過措置	3	87	2,616	甲賀市、愛荘町、米原市